账

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 力

 点
 知
 力
 力

 一
 丁
 目
 2
 2

 年
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

~~

1

◎告示(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による地方公共機関の指定)の一部改正

(危機管理・

防災課)

○公共測量の実施の通知 (2件)

(用地対策課)

○公共測量の終了の通知(2件)

(")

公 告

○県営土地改良事業の計画の変更(農地 中間管理事業)

(農業基盤課)

告示

高知県告示第48号

平成17年6月高知県告示第454号(武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関する法律による地方公共機関の指定) の一部を次のように改正する。

令和6年2月6日

高知県知事 濵田 省司

「高知市本町三丁目2番15号」を「高知市本町三丁目2番8号」に改める。

高知県告示第49号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年1月11日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月6日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量、三次元点群測量)

2 作業期間

令和6年1月15日から同年5月29日まで

3 作業地域

十佐郡大川村小麦畝地先

高知県告示第50号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公

共測量を実施する旨の通知を令和6年1月12日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月6日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量)

2 作業期間

令和6年1月19日から同年3月25日まで

3 作業地域

幡多郡大月町弘見

高知県告示第51号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年9月高知県告示第747号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年12月11日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月6日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第52号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和5年10月高知県告示第694号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和6年1月10日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月6日

高知県知事 濵田 省司

------公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第16項の規定により、県営土地改良事業 (加持地区農地中間管理機構関連農地整備事業 (区画整理)) の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年2月6日

高知県知事 濵田 省司

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年2月6日から同年3月8日まで

3 縦覧場所

黒潮町役場

4 その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の 日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をする ことができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。